

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・長崎県南部海区漁場計画の変更	漁 業 振 興 課
・長崎県北部海区漁場計画の変更	〃
・五島海区漁場計画の変更	〃
・対馬海区漁場計画の変更	〃
・漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正	水 産 経 営 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・令和5年度情報公開制度の運用状況	県 民 セ ン タ ー
・令和5年度個人情報保護制度の運用状況	〃
・大規模小売店舗の変更事項届出（13件）	経 営 支 援 課
・土地改良区の役員の就退任（2件）	農 村 整 備 課
・土地改良事業計画変更の認可	〃
・土地改良区の解散の認可	〃
◎ 議会告示	
○長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例施行規程	議 会 事 務 局
◎ 交通局公告	
・一般競争入札の参加者の資格等	総 務 課
・一般競争入札の実施	〃
◎ 有明海自動車航送船組合公告	
・有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表	有明海自動車航送船組合

告 示

長崎県告示第325号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項の規定において準用する同条第6項の規定に基づき、令和5年3月31日付け長崎県告示第256号により公示した長崎県南部海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

第1 長崎県南部海区漁場計画の変更の内容

1 漁業権に関する事項

(1) 漁場計画番号

別表のとおり

- (2) 漁場の位置 別表のとおり
- (3) 漁場の区域 別表のとおり ただし、河川と海面における漁場との境界については、特に定めのないものは、海面から第1番目の橋梁（この告示後に新設された橋梁は含まない。）の下流端とする。
- (4) 漁業種類及び漁業の名称 別表のとおり
- (5) 漁業時期 別表のとおり
- (6) 存続期間 別表のとおり
- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 別表のとおり
- (8) 関係地区 別表のとおり
- (9) 条件 別表のとおり
- 2 保全沿岸漁場に関する事項
該当なし
- 第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項
 - 1 長崎県南部海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
長崎県南部海区漁場計画の変更（案）について、変更して差し支えないとの意見であったため、長崎県南部海区漁場計画の一部を変更することとした。
 - 2 漁場の図面 別添のとおり
- 第3 変更後の長崎県南部海区漁場計画の南区計第2509号から第2511号及び第1501号に係る免許予定日及び申請期間
 - 1 漁業の免許予定日 令和6年9月1日
 - 2 申請期間 令和6年5月31日から令和6年7月12日まで
- 第4 その他
 - 1 この公示の別表及び別添は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。
〔ホームページアドレス〕
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>

長崎県告示第326号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項の規定において準用する同条第6項の規定に基づき、令和5年12月26日付け長崎県告示第754号により公示した長崎県北部海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 第1 長崎県北部海区漁場計画の変更の内容
 - 1 漁業権に関する事項
 - (1) 漁場計画番号 別表のとおり
 - (2) 漁場の位置 別表のとおり
 - (3) 漁場の区域 別表のとおり ただし、河川と海面における漁場との境界については、特に定めのないものは、海面から第1番目の橋梁（この告示後に新設された橋梁は含まない。）の下流端とする。
 - (4) 漁業種類及び漁業の名称 別表のとおり
 - (5) 漁業時期 別表のとおり
 - (6) 存続期間 別表のとおり
 - (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 別表のとおり
 - (8) 関係地区 別表のとおり
 - (9) 条件 別表のとおり
 - 2 保全沿岸漁場に関する事項
該当なし
- 第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項
 - 1 長崎県北部海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

長崎県北部海区漁場計画の変更（案）について、変更して差し支えないとの意見であったため、長崎県北部海区漁場計画の一部を変更することとした。

2 漁場の図面 別添のとおり

第3 変更後の長崎県北部海区漁場計画の北区計第1800号、第3518号、第3519号、第2502号、第2503号及び第2505号から第2507号に係る免許予定日及び申請期間

1 漁業の免許予定日 令和6年9月1日

2 申請期間 令和6年5月31日から令和6年7月12日まで

第4 その他

1 この公示の別表及び別添は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。

[ホームページアドレス]

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>

長崎県告示第327号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項の規定において準用する同条第6項の規定に基づき、令和5年3月31日付け長崎県告示第258号により公示した五島海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

第1 五島海区漁場計画の変更の内容

1 漁業権に関する事項

(1) 漁場計画番号

別表のとおり

(2) 漁場の位置

別表のとおり

(3) 漁場の区域

別表のとおり ただし、河川と海面における漁場との境界については、特に定めのないものは、海面から第1番目の橋梁（この告示後に新設された橋梁は含まない。）の下流端とする。

(4) 漁業種類及び漁業の名称

別表のとおり

(5) 漁業時期

別表のとおり

(6) 存続期間

別表のとおり

(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別

別表のとおり

(8) 関係地区

別表のとおり

(9) 条件

別表のとおり

2 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

1 五島海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

五島海区漁場計画の変更（案）について、変更して差し支えないとの意見であったため、五島海区漁場計画の一部を変更することとした。

2 漁場の図面 別添のとおり

第3 変更後の五島海区漁場計画の五定計第12号、五区計第1501号から第1503号及び第804号から第807号に係る免許予定日及び申請期間

1 漁業の免許予定日 令和6年9月1日

2 申請期間 令和6年5月31日から令和6年7月12日まで

第4 その他

1 この公示の別表及び別添は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。

[ホームページアドレス]

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>

長崎県告示第328号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項の規定において準用する同条第6項の規定に基づき、令和5年

12月19日付け長崎県告示第735号により公示した対馬海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

第1 対馬海区漁場計画の変更の内容

1 漁業権に関する事項

- (1) 漁場計画番号 別表のとおり
- (2) 漁場の位置 別表のとおり
- (3) 漁場の区域 別表のとおり ただし、河川と海面における漁場との境界については、特に定めのないものは、海面から第1番目の橋梁（この告示後に新設された橋梁は含まない。）の下流端とする。
- (4) 漁業種類及び漁業の名称 別表のとおり
- (5) 漁業時期 別表のとおり
- (6) 存続期間 別表のとおり
- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 別表のとおり
- (8) 関係地区 別表のとおり
- (9) 条件 別表のとおり

2 保全沿岸漁場に関する事項
該当なし

第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

- 1 対馬海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
対馬海区漁場計画の変更（案）について、変更して差し支えないとの意見であったため、対馬海区漁場計画の一部を変更することとした。
- 2 漁場の図面 別添のとおり

第3 変更後の対馬海区漁場計画の対区計第4505号に係る免許予定日及び申請期間

- 1 漁業の免許予定日 令和6年9月1日
- 2 申請期間 令和6年5月31日から令和6年7月12日まで

第4 その他

- 1 この公示の別表及び別添は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。
〔ホームページアドレス〕
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>

長崎県告示第329号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

2の表中

「		
上県町加入区	上県町漁業協同組合の地区	1 ぶり飼付漁業（使用する漁船の総トン数が20トン未満であるものをいう。）及び小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。） 2 はえなわ式あなごかご漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 3 鹿見の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。） 4 鹿見の区域の小型合併漁業（3に掲げる以外の小型合併漁業。） 5 久原の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。）及び一般釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 6 久原の区域の小型合併漁業（5に掲げる以外の小型合併漁業。） 7 女連の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。）

		8 女連の区域の小型合併漁業（7に掲げる以外の小型合併漁業。） 9 御園の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。） 10 御園の区域の小型合併漁業（9に掲げる以外の小型合併漁業。） 11 犬ヶ浦及び檜滝の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。） 12 犬ヶ浦及び檜滝の区域の小型合併漁業（11に掲げる以外の小型合併漁業。）
--	--	---

を
「

上県町第1 加入区	旧上県町漁業協同 組合の地区	1 小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。） 2 はえなわ式あなごかご漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 3 鹿見の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。） 4 鹿見の区域の小型合併漁業（3に掲げる以外の小型合併漁業。） 5 久原の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。）及び一般釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 6 久原の区域の小型合併漁業（5に掲げる以外の小型合併漁業。） 7 女連の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。） 8 女連の区域の小型合併漁業（7に掲げる以外の小型合併漁業。） 9 御園の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。） 10 御園の区域の小型合併漁業（9に掲げる以外の小型合併漁業。） 11 犬ヶ浦及び檜滝の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。） 12 犬ヶ浦及び檜滝の区域の小型合併漁業（11に掲げる以外の小型合併漁業。）
--------------	-------------------	--

に、
「

伊奈加入区	伊奈漁業協同組合 の地区	1 小型合併漁業 2 小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）及び大型定置漁業
-------	-----------------	---

を
「

上県町第2 加入区	旧伊奈漁業協同組 合の地区	1 小型合併漁業 2 小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）及び大型定置漁業
--------------	------------------	---

に改める。

長崎県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
路線名 324号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

長崎市茂木町728番1地先から 長崎市茂木町887番1地先まで	前	8.1～14.7	148.0	
	後	12.1～18.5	148.0	

公 告

令和5年度情報公開制度の運用状況（公告）

長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第34条第2項の規定により、令和5年度における情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 公文書の開示の請求の状況
 - 請求件数 1,085件
- 2 請求に対する処理状況
 - (1) 開示 543件
 - (2) 部分開示 312件
 - (3) 不開示 159件
 - (4) 取下げ 59件
 - (5) 検討中 12件
 - 計 1,085件
- 3 公文書の写しの交付
 - (1) 用紙 70,995枚
 - (2) CD - R等 206枚
- 4 審査請求の件数及び処理状況
 - (1) 請求件数
 - ア 今年度 10件
 - イ 前年度からの繰越 9件
 - 計 19件
 - (2) 処理状況
 - ア 認容 5件
 - イ 棄却 7件
 - ウ 変更 0件
 - エ 却下 0件
 - オ 取下げ 0件
 - カ 審理中 7件
 - （うち 審査会諮問中 5件）
 - 計 19件
- 5 情報提供の状況
 - (1) 行政資料の閲覧 486人
 - (2) 行政資料の写しの交付
 - ア 用紙 19,282枚
 - イ CD - R等 108枚

令和5年度個人情報保護制度の運用状況（公告）

長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）第16条の規定により、令和5年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1	個人情報取扱事務の登録件数	1,093件
2	個人情報の開示の請求件数及び決定状況	
(1)	請求件数	184件
(2)	請求に対する決定状況	
	ア 開示	21件
	イ 部分開示	130件
	ウ 不開示	2件
	エ 不開示（公文書不存在）	3件
	オ 不開示（存否応答拒否）	0件
	カ 取下げ	12件
	キ 検討中	16件
	計	184件
3	個人情報の訂正の請求件数及び決定状況	
(1)	請求件数	2件
(2)	決定状況	
	ア 訂正	0件
	イ 部分訂正	1件
	ウ 不訂正	0件
	エ 存否応答拒否	0件
	オ 取下げ	1件
	計	2件
4	個人情報の利用停止の請求件数及び決定状況	
(1)	請求件数	3件
(2)	決定状況	
	ア 利用停止	0件
	イ 不利用停止	0件
	ウ 存否応答拒否	0件
	エ 取下げ	3件
	計	3件
5	審査請求の件数及び処理状況	
(1)	請求件数	
	ア 今年度	2件
	イ 前年度からの繰越	8件
	計	10件
(2)	処理状況	
	ア 認容	1件
	イ 棄却	5件
	ウ 変更	0件
	エ 取下げ	0件
	オ 却下	0件
	カ 審理中	4件
	計	10件

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス福田店
長崎県長崎市大浜町1594番 ほか
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
 - (3) 変更した事項
①大規模小売店舗の名称及び所在地
②大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
③大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (4) 変更の年月日
令和6年3月1日
- 2 届出年月日
令和6年5月10日
- 3 関係書類の縦覧
- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎市経済産業部商業振興課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス東長崎店
長崎県長崎市高城台一丁目1番10号 ほか
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
 - (3) 変更した事項
①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (4) 変更の年月日
令和6年3月1日
- 2 届出年月日
令和6年5月10日
- 3 関係書類の縦覧
- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎市経済産業部商業振興課
- 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス三重店

長崎県長崎市京泊三丁目1929番13 ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和6年3月1日

2 届出年月日

令和6年5月10日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎市経済産業部商業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス若葉町店

長崎県長崎市若葉町16番1 ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗の名称及び所在地

②大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

③大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和6年3月1日

2 届出年月日

令和6年5月10日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎市経済産業部商業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス大村店

長崎県大村市古賀島町435番地1 ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和6年3月1日

2 届出年月日

令和6年5月10日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市産業振興部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス・松葉屋矢峰店
長崎県佐世保市矢峰町117番地2 ほか
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (3) 変更した事項
①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和6年3月1日

2 届出年月日

令和6年5月10日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス佐々店
長崎県北松浦郡佐々町松瀬免字狩立9番1 ほか
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (3) 変更した事項
①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和6年3月1日

2 届出年月日

令和6年5月10日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐々町企画商工課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス佐々中央店

長崎県北松浦郡佐々町羽須和免字社の元363番1 ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗の名称及び所在地

②大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

③大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和6年3月1日

2 届出年月日

令和6年5月10日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐々町企画商工課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス佐世保店

長崎県佐世保市卸本町337番 ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 変更した事項

- ①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和6年3月1日

2 届出年月日

令和6年5月10日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス相浦店
長崎県佐世保市愛宕町182番 ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 変更した事項

- ①大規模小売店舗の名称及び所在地
- ②大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ③大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和6年3月1日

2 届出年月日

令和6年5月10日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

ならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス東諫早店

長崎県諫早市小豆崎町195番1 ほか4筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和6年3月1日

2 届出年月日

令和6年5月10日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス西諫早店

長崎県諫早市貝津町1460番7 ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗の名称及び所在地

②大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

③大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和6年3月1日

2 届出年月日

令和6年5月10日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス平戸店

長崎県平戸市岩の上町167番1 ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和6年3月1日

2 届出年月日

令和6年5月10日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び平戸市文化観光商工部商工物産課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、横手土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
迎 篤 之	佐世保市横手町75	迎 篤 之	佐世保市横手町75
久 家 安 弘	佐世保市横手町547- 1	久 家 安 弘	佐世保市横手町547- 1
古 川 志 利	佐世保市横手町433	古 川 志 利	佐世保市横手町433
古 川 栄 治	佐世保市横手町426	池 田 守 固	佐世保市横手町63
古 川 徹 也	佐世保市横手町212	古 川 徹 也	佐世保市横手町212
古 川 勝 巳	佐世保市横手町422	古 川 勝 巳	佐世保市横手町422
濱 喜代継	佐世保市横手町377	濱 喜代継	佐世保市横手町377
原 公 博	佐世保市横手町178	原 公 博	佐世保市横手町178
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
福 島 正 志	佐世保市横手町362	福 島 正 志	佐世保市横手町362
中 里 政 義	佐世保市三川内町1887	中 里 政 義	佐世保市三川内町1887

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、佐々東部土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
藤 永 九 市	北松浦郡佐々町木場免98	米 倉 憲 二	北松浦郡佐々町角山免372
米 倉 憲 二	北松浦郡佐々町角山免372	吉 永 信 幸	北松浦郡佐々町野寄免570
松 永 義 章	北松浦郡佐々町野寄免333- 1	藤 田 義 博	北松浦郡佐々町石木場免341
志 水 良 人	北松浦郡佐々町石木場免326	石 田 耕 藏	北松浦郡佐々町八口免471
辻 晋 八	北松浦郡佐々町皆瀬免473	辻 晋 八	北松浦郡佐々町皆瀬免473
金 崎 九州男	北松浦郡佐々町八口免137	吉 岡 智 信	北松浦郡佐々町木場免700- 1
廣 川 勝 巳	北松浦郡佐々町迎木場免1048- 1	金 丸 健 夫	北松浦郡佐々町木場免331
尾 崎 一 二	佐世保市八の久保町357	尾 崎 一 二	佐世保市八の久保町357

藤 永 茂	北松浦郡佐々町口石免515	田 中 茂 弘	北松浦郡佐々町小浦免760－4
池 田 耕 治	北松浦郡佐々町口石免440	藤 永 茂	北松浦郡佐々町口石免515
田 中 茂 弘	北松浦郡佐々町小浦免760－4	谷 本 忠 利	北松浦郡佐々町松瀬免140
谷 本 忠 利	北松浦郡佐々町松瀬免140	松 田 照 二	北松浦郡佐々町本田原免166－1
松 田 照 二	北松浦郡佐々町本田原免166－1		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
松 本 久 芳	北松浦郡佐々町小浦免257	松 本 久 芳	北松浦郡佐々町小浦免257
坂 本 泰 寛	北松浦郡佐々町羽須和免590	坂 本 吉 行	北松浦郡佐々町羽須和免502－1
本 竹 正 治	北松浦郡佐々町迎木場免951	本 竹 正 治	北松浦郡佐々町迎木場免951

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 郷ノ浦東部土地改良区
認可年月日 令和6年5月20日

土地改良区の解散の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 西郷土地改良区
認可年月日 令和6年5月22日

議 会 告 示**長崎県議会告示第2号**

長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例施行規程を次のように定める。

令和6年5月31日

長崎県議会議長 徳永 達也

長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例施行規程

（目的）

第1条 この規程は、長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例（令和6年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（相談窓口の設置）

第2条 条例第6条第1項の規定により、長崎県議会ハラスメント専門相談窓口を設置し、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 弁護士

(2) 公認心理師

(3) 臨床心理士

(4) 認定ハラスメント相談員

(5) 前各号に掲げる者のほか、ハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者であつて、長崎県議会議長（以下「議長」という。）が適当と認めるもの

3 長崎県議会議員によるハラスメントに係る被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）からの相談は、電話、ファクシミリ装置、電子メール、面談等によるものとする。

4 前項の相談を受け付けた相談員は、遅滞なく、相談業務に当たるものとする。

（調査）

第3条 相談員は、申立人から調査の希望があり、かつ、相談員が必要と認めるときは、条例第7条第1項に規定する調査を行うことができる。この場合において、相談員は、議長に対し、その旨を申し出るものとする。

2 議長は、前項の規定による申出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該調査を承認するものとする。

3 議長は、前項の規定による承認をしたときは、相談員に対し、その旨を通知するものとする。

（被害防止措置が必要な場合の報告）

第4条 相談員は、条例第7条第3項に規定する報告を行うに当たっては、相談の内容、調査の結果その他長崎県議会による被害防止措置が必要と判断した理由がわかる資料を提出するものとする。

（被害防止措置等）

第5条 条例第10条第1項に規定する被害防止措置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

(1) ハラスメントになるおそれがあると認める場合 注意喚起

(2) ハラスメントであると認める場合 中止の求め

(3) ハラスメントが繰り返される場合 指導

（取組状況の公表）

第6条 条例第12条の規定による取組状況の公表は、1年に1回、インターネットの利用その他の適切な方法により行う。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

交 通 局 公 告

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和6年5月31日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 調達する物品の名称及び予定数量

軽油 1,322キロリットル

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

(6) 当該軽油を確実に納入できない者

- (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
- (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項の力のみを審査する。

(3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

- ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
 - ㌦ 売上高当期利益率
 - ㌦ 固定長期適合率
 - ㌦ 流動比率

カ 当該軽油を確実に納入しうること（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和6年6月21日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

ア 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ㌦ 誓約書
- ㌦ 委任状
- ㌦ 印鑑届（様式第3号）
- ㌦ 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
- ㌦ 直近の決算書の写し
- ㌦ 県からの資格審査結果通知書の写し

イ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ㌦ 誓約書
- ㌦ 財務関係明細書
- ㌦ 営業概要書
- ㌦ 委任状
- ㌦ 法人にあつては登記簿謄本
- ㌦ 個人にあつては次のa及びb
 - a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

- b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (イ) 県税に関し未納がないことを証する証明書
- (ロ) 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- (ハ) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- (ニ) 印鑑届（様式第3号）
- (ホ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
- (ヘ) 直近の決算書の写し
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
- （電話）095-822-5141
- 5 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書（様式第8号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間
- この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格の取消等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
- 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和6年5月31日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 購入物品名及び数量
- 軽油 1,322キロリットル
- (2) 購入物品の特質等
- 入札説明書による
- (3) 納入期間
- 令和6年7月1日から令和6年9月30日まで
- (4) 納入場所
- ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）
- イ 東長崎営業所（長崎市平間町411-1）
- ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）
- エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）
- オ 大村営業所（大村市松山町489-13）
- (5) 一連の調達契約に関する事項
- ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期

軽油 1,196キロリットル 令和6年8月頃

イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

令和6年2月9日

(6) 入札の方法

入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 軽油調達に関する令和6年5月31日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和6年5月31日付け長崎県公報第11319号搭載）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

（提出期限）令和6年6月21日

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
- (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）令和6年5月31日から令和6年6月21日（県の休日を除く。）

（場所）5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

（提出場所）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

(受領期限) 令和6年6月25日 午後5時00分

(提出方法) 直接又は郵送（郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。）で行うこと。

10 入札の場所及び日時等

(場所) 長崎県交通局本局3階 第2研修室

(日時) 令和6年6月26日 午前10時00分

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil 1,322KL
- (2) Delivery period
From July 1st, 2024, to September 30, 2024
- (3) Delivery place
 - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
 - b) Higasinagasaki Office Nagasaki City, Hirama-machi, 411-1
 - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
 - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
 - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender
No later than June 25, 2024
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00 June 26, 2024
- (6) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

有明海自動車航送船組合公告

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 31 日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

有明海自動車航送船事業の令和5年度下半期（令和5年10月1日から令和6年3月31日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数173,057台、車両収入470,957,070円、同乗旅客数169,433人、同乗旅客収入72,534,130円、一般旅客数32,409人、一般旅客収入15,011,760円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数2,361台（1.3％）の減、車両収入27,500,650円（6.2％）の増、同乗旅客数7,840人（4.9％）の増、同乗旅客収入9,810,360円（15.6％）の増、一般旅客数103人（0.3％）の減、一般旅客収入1,175,150円（8.5％）の増となる。

(2) 職員数（令和6年3月31日現在）

一般職員 9人

船舶職員 11人

合 計 20人

(3) 条例、規則の制定改廃

ア 条例

○ 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例

○ 有明海自動車航送船事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(4) 議会議決事項

○ 令和5年10月27日招集の有明海自動車航送船組合議会第2回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

第1号 令和4年度有明海自動車航送船事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○ 令和6年3月26日招集の有明海自動車航送船組合議会第1回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

第1号 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2号 令和6年度有明海自動車航送船事業会計予算

第3号 有明海自動車航送船事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第4号 管理者専決処分の報告並びに承認について

令和5年度有明海自動車航送船事業会計補正予算（第1号）

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1

イ 貸借対照表 別表2

(6) 令和6年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要 別表3

別表1

令和5年度有明海自動車航送船事業下半期予定損益計算書

(令和5年10月1日から令和6年3月31日まで)

単位：円

1	営 業 収 益			
		507,977,674		
(1)	運 航 収 入	(1,010,349,413)		
		4,231,885	512,209,559	
(2)	運 航 雑 入	(6,787,252)	(1,017,136,665)	
2	営 業 費 用			
		3,708,773		
(1)	一 般 管 理 費	(6,074,315)		
		391,465,425		
(2)	運 航 経 費	(730,399,505)		
		162,287,534	557,461,732	
(3)	運 航 管 理 費	(296,040,458)	(1,032,514,278)	
	営 業 損 失			45,252,173
				(15,377,613)
3	営 業 外 収 益			
		32,717		
(1)	受取利息及び配当金	(32,717)		
		35,057,673		
(2)	他 会 計 補 助 金	(56,057,673)		
		55,493,281		
(3)	長期前受金戻入	(110,986,281)		
		3,543,988	94,127,659	
(4)	雑 収 入	(4,991,593)	(172,068,264)	
4	営 業 外 費 用			
		0		
(1)	支 払 利 息	(0)		
		0		
(2)	雑 損 失	(0)		
		5,106,153	5,106,153	89,021,506
(3)	雑 支 出	(5,106,153)	(5,106,153)	(166,962,111)
	経 常 利 益			43,769,333
				(151,584,498)
				0
5	特 別 利 益			(0)
				0
6	特 別 損 失			(0)
				43,769,333
	当 年 度 純 利 益			(151,584,498)
				53,867,264
	前年度繰越利益剰余金			(53,867,264)
				97,636,597
	当年度未処分利益剰余金			(205,451,762)

() は決算見込み

別表2

令和5年度有明海自動車航送船事業貸借対照表（予定）

（令和6年3月31日）

単位：円

資 産 の 部			
1	固 定 資 産		
	(1) 有 形 固 定 資 産		
	イ 船 舶	3,246,415,317	
	減価償却累計額	<u>2,465,964,158</u>	780,451,159
	ロ 土 地		12,163,141
	ハ 建 物	784,780,728	
	減価償却累計額	<u>410,294,294</u>	374,486,434
	ニ 構 築 物	235,178,370	
	減価償却累計額	<u>216,462,078</u>	18,716,292
	ホ 機 械 装 置	1,293,000	
	減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650
	ヘ 備 品	39,291,560	
	減価償却累計額	<u>33,916,757</u>	5,374,803
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>5,100,000</u>
	有形固定資産合計		1,196,356,479
	(2) 無 形 固 定 資 産		
	イ 電 話 加 入 権		757,600
	ロ その他無形固定資産		<u>0</u>
	無形固定資産合計		757,600
	(3) 投資その他の資産		
	イ 投資有価証券		0
	ロ 出 資 金		<u>30,020,000</u>
	投資合計		<u>30,020,000</u>
	固定資産合計		1,227,134,079
2	流 動 資 産		
	(1) 現 金 預 金	2,240,509,742	
	(2) 未 収 金	9,598,362	
	(3) 前 払 金	100,000	
	(4) その他流動資産	<u>1,000,000</u>	
	流動資産合計		<u>2,251,208,104</u>
	資 産 合 計		<u>3,478,342,183</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債		
(1) 長 期 借 入 金	0	
(2) 引 当 金		
イ 退職給付引当金	222, 167, 294	
ロ 修繕準備引当金	<u>3, 743, 853</u>	
固定負債合計		225, 911, 147
4 流 動 負 債		
(1) 長 期 借 入 金	27, 280, 000	
(2) 未 払 金	32, 633, 232	
(3) 預 り 金	991, 386	
(4) 引 当 金		
イ 賞与引当金	16, 103, 857	
(5) その他流動負債	<u>1, 000, 000</u>	
流動負債合計		78, 008, 475
5 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	1, 748, 034, 273	
(2) 収益化累計額	<u>1, 164, 013, 474</u>	
繰延収益合計		<u>584, 020, 799</u>
負債合計		<u>887, 940, 421</u>

資 本 の 部

6 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>1, 855, 650, 000</u>	
資本金合計		1, 855, 650, 000
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受贈財産評価額	9, 500, 000	
ロ 工事負担金	<u>800, 000</u>	
資本剰余金合計		10, 300, 000
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	150, 000, 000	
ハ 建設改良積立金	369, 000, 000	
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>205, 451, 762</u>	
利益剰余金合計	<u>724, 451, 762</u>	
剰余金合計		<u>734, 751, 762</u>
資本合計		<u>2, 590, 401, 762</u>
負債資本合計		<u>3, 478, 342, 183</u>

別表3

令和6年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第1条 令和6年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 航 海 数	12,800 回
(2) 年 間 輸 送 台 数	345,000 台
(3) 年間輸送同乗旅客数	330,000 人
(4) 年間輸送一般旅客数	63,000 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	1,238,646 千円
第1項 営業収益	1,123,713 千円
第2項 営業外収益	114,933 千円
支 出	
第1款 事業費	1,231,902 千円
第1項 営業費用	1,173,729 千円
第2項 営業外費用	28,173 千円
第3項 予備費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額673,080千円は、過年度分損益勘定留保資金673,080千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	0 千円
支 出	
第1款 資本的支出	673,080 千円
第1項 建設改良費	642,800 千円
第2項 長期借入金償還金	27,280 千円
第3項 予備費	3,000 千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
資本的支出	建設改良費	新船建造事業	2,100,000千円	令和6年度	630,000千円
				令和7年度	420,000千円
				令和8年度	420,000千円
				令和9年度	630,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 200,551 千円

(2) 交際費 200 千円

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト